

**青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

心身障害者の医療費の助成に関する事務を円滑に行うため、市の保有する個人番号を当該事務に利用することについて、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特
定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例**

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

1 5	市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 4 9 年東京都条例第 2 0 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
-----	----	---

別表第 2 第 2 項の表に次のように加える。

1 3	市長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で
-----	----	--	--

	定めるもの	定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳または知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。